

サイバー・フィジカル・エンジニアリング技術研究組合
受託人件費単価規則

令和3年9月28日制定

令和5年4月6日改正制定

(目的)

第1条 本規則は、サイバー・フィジカル・エンジニアリング技術研究組合（以下「組合」という。）が、委託費受託における人件費に係る時間単価の算定方法を定めることを目的とする。

(人件費支払い対象)

第2条 官公庁、民間企業など外部からの受託事業における人件費算出のため、委託先からの特段の定めがない限り、当該受託事業に関わる組合の正職員に対しては、別表1の受託単価表を用いることとする。

2 本受託単価表は、必要に応じて、組合ホームページ等で公表することができる。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行日)

本規則は、本組合の設立登記の日から施行する。

(施行日)

本改正規則は、令和5年4月6日から施行する。

別表 1 受託単価表

受託人件費単価表

(単位:円、税抜き表示)

クラス	役職例 (技組)	業務内容	時間単価 (円/時間)
ランク A (シニア上級研究員)	理事長、専務理事、常務理事、理事、参事等	プロジェクトマネジメント 戦略的システム企画 調査・研究 等	18,750
ランク B (上級研究員)	部長等	マネージメント、概念設計、分析 システム設計・開発 調査・研究 等	15,625
ランク C (主任研究員)	課長、グループ長等	システム企画・構築 調査・研究 等	12,500
ランク D (主任エンジニア)	係長、主任等	システム詳細設計・ ソフトウェア開発 開発・設計 等	10,000
ランク E1 (エンジニア A)	研究員等	主任エンジニアの指揮・指示のもと、中核として業務にあたる	8,000
ランク E2 (エンジニア B)	補助研究員等	主任エンジニアの指揮・指示のもと、業務の円滑な遂行のため作業に従事する	6,000